

法人町民税法人税割の税率の改正について

(令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます)

★趣旨

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方税法の改正等により、法人町民税法人税割の税率を引下げ、その引下げに相当する金額を地方交付税の財源とすることとされました。この改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人町民税の法人税率が引き下げられます。

★本部町の法人町民税の税率

改正前	改正後
令和元年 9 月 30 日以前に開始する事業年度の税率	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率
9.7%	6.0%